

国民年金だより

公的年金受給者の確定申告

日本年金機構より「平成30年分公的年金に係る源泉徴収票」が1月に送付されました。公的年金を受給している人が確定申告をする場合は、平成30年分公的年金の源泉徴収票を忘れずにお持ちください。

複数箇所から公的年金を受給していれば、それぞれの公的年金の源泉徴収票が必要です。

障害年金受給者・遺族年金受給者の町県民税の届出

障害年金受給者および遺族年金受給者の人も町県民税の届け出が必要です。

障害年金および遺族年金は非課税所得に分類され、それ自体には税金がかかりません。

ただし、町県民税の届け出をしないと未申告者となり、年金が停止するなどの影響がありますので、必ず町県民税の届け出をしましょう。

町から送られる申告案内に、障害年金および遺族年金に係る非課税所得がある旨記入して忘れずに届け出をしてください。

☎ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

〈次回の年金相談会〉

【日時】3月13日(水) 午前10時～午後3時30分

【場所】役場1階会議室

※石巻年金事務所（☎0225-22-5115）へ事前予約をしてください。



皆さんのご意見をお寄せください。

パブリックコメントを実施します

パブリックコメントは、町の基本的な政策などの意思決定の際に、広く町民の皆さんが意見を述べられる場を設け、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものです。

町では、次の計画について意見を募集します。

各素案
共通事項

- 意見を集約する期間 2月12日(火)～25日(月) [必着]
- 関係資料の公表場所 企画課、歌津総合支所、町ホームページ
- 意見の提出方法 規定の用紙に氏名、住所を明記し、担当課あてに郵送、ファクシミリ、メールまたは持参のいずれかの方法で提出してください。
※電話や口頭による意見提出はできません。

① 南三陸町地域公共交通網形成計画（素案）

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく町の地域公共交通の基本計画で、公共交通が将来にわたって私たちの生活を支え続けていくための環境整備や必要な事業などの施策体系を示すものです。

計画期間は、平成31年度から37年度までの7年間です。

② 南三陸町男女共同参画計画（素案）

男女共同参画計画は、男女共同参画基本法に基づくもので、今後変化する社会状況に対応し、すべての町民の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会（男女共同参画社会）を実現するため、平成31～37年度までの7年間を計画期間とする「南三陸町男女共同参画計画」の策定をするものです。

●担当課 ①②共通 企画課企画情報係
☎46-1371 FAX46-5348 メール plan-ict@town.minamisanriku.miyagi.jp

児童生徒の保護者の皆さまへ

～平成31年度以降の就学援助費助成制度について～

東日本大震災を起因とした理由により、り災証明等で就学援助の認定を行ってきましたが、31年度から認定基準の一部見直しを行い、これまでの要件に保護者の所得要件を加えることといたしましたのでお知らせします。詳しいことは1月に児童生徒を通じて配布した通知をご覧ください。不明な点については担当までお問い合わせください。

☎ 教育委員会教育総務課 ☎46-2604

資産税係からのお知らせ

固定資産地番図の閲覧・交付ができるようになります

閲覧・交付開始日	4月1日(月)から
閲覧・交付場所	町民税務課資産税係（平日のみ） (注) 歌津総合支所では取り扱いできません。
閲覧・交付手数料	・閲覧手数料 1筆200円 ・交付手数料 1筆200円（交付用紙が1枚の場合）

※固定資産地番図は土地の位置的なものを示すものであり境界を証明するものではありませんので留意願います。
正式な公図は法務局でお取りください。

固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧・写しの交付の取り扱いを改定します

閲覧・交付の請求者	・納税義務者…自己が納税義務者である土地または家屋に係るものに限る。 ・その他政令で定める者
閲覧・交付の取扱い改定日	4月1日(月)から
閲覧・交付場所	町民税務課資産税係・歌津総合支所（平日のみ）
閲覧・交付手数料	・閲覧手数料 1件200円（納税義務者単位） ・交付手数料 1件200円（納税義務者単位） ただし縦覧期間中は手数料を徴収しません（縦覧期間：4月1日～5月31日）。

☎ 町民税務課資産税係 ☎46-1372

平成31年度から国民健康保険税の税率が変わります

国保制度の改革により平成30年度から宮城県と市町村がともに国民健康保険の財政運営を担っています。これに伴い、宮城県の全市町村で保険税（料）の課税方式を平成32年度までに統一することになりました。本町では平成31年度から課税方式を4方式から3方式に変更します。

主な変更点

1

医療給付費分・後期支援金分の資産割を廃止します
(課税方式を所得割、均等割、平等割の3方式へ)

2

介護納付金分に平等割を
賦課します

	区 分		平成30年度	平成31年度
医療給付費分 (加入者全員に課税)	所得割	所得割対象額 × 税率	7.5%	7.5%
	資産割	資産割対象額 × 税率	32.0%	—
	均等割	国保加入者一人あたりの額	22,000円	22,000円
	平等割	1世帯あたりの額	28,000円	28,000円
後期支援金分 (加入者全員に課税)	所得割	所得割対象額 × 税率	2.3%	2.3%
	資産割	資産割対象額 × 税率	9%	—
	均等割	国保加入者一人あたりの額	6,000円	6,000円
	平等割	1世帯あたりの額	8,000円	8,000円
介護納付金分 (40歳～64歳の加入者に課税)	所得割	所得割対象額 × 税率	2.2%	2.2%
	資産割	資産割対象額 × 税率	—	—
	均等割	国保加入者一人あたりの額	13,000円	8,000円
	平等割	1世帯あたりの額	—	5,000円

※所得割対象額：（総所得金額等－基礎控除額（33万円））【世帯内の国保加入者分を合算】

※資産割対象額：固定資産税額【世帯内の国保加入者分を合算】

☎ 資格の取得、喪失または給付について……町民税務課医療給付係 ☎46-1373
保険税の賦課・納税について……………町民税務課税務係 ☎46-1372